

婚姻届

令和 年 月 日届出

受付時分 午前・午後 時 分

受理 令和 年 月 日 第 号	令和 平成 年 月 日 長 印					
送付 令和 年 月 日 第 号						
審判調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1) 氏 名	夫 になる 人		妻 になる 人			
	この 甲野 幸夫		おつ 乙川 節子			
(2) 住 所	神戸市中央区加納町 6丁目5番1号		左に同じ			
	甲野 邦彦		左に同じ			
(3) 本 籍	東京都杉並区清水 1丁目28番		香川県高松市寿町 2丁目38番			
	甲野 邦彦		乙川 正治			
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父	甲野 邦彦	続き柄	父	兵庫 太郎	続き柄
	母	昌子	長男	母	昭子	二女
	養父		続き柄	養父	乙川 正治	続き柄
	養母		養子	養母	浩子	養女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍 (左の印の氏の人だけが戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)				
	<input type="checkbox"/> 妻の氏	神戸市中央区加納町6丁目5番				
(5) 同居を始めたとき	令和 元 年 8 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)					
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日)					
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	妻	1. 農業だけまたは農業その他の仕事を営んでいる世帯			
	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
(8) 夫妻の職業	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が 1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または 1年未満の契約の雇用者は5)			
その他	夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯			
届 出 人 署 名	夫	甲野 幸夫	印	妻	乙川 節子	印

字削除
字加入
字訂正

夫または妻の氏のいずれかに
印をつけてください。

証 人		
署 名 (※押印は任意)	神戸 一雄 印	丙山 和子 印
生 年 月 日	昭和 38 年 4 月 14 日	昭和 41 年 6 月 8 日
住 所	東京都中野区野方 1丁目4番7号	神戸市中央区中山手通 5丁目2番18号
本 籍	東京都杉並区清水 1丁目26番	香川県高松市栗林町 1丁目2番

婚姻届の記載のしかたとご注意
(届出の受付は、各区役所の市民課、支所市民課、西神中央出張所です。)

1 必要なもの
婚姻届書

本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等官公署が発行する顔写真貼付の身分証明書等

2 届出先

夫または妻の本籍地が住所地の役所

3 記入の方法

- 黒のボールペン又は黒のインクで正しくていねいに書いてください。鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。
- □にあてはまるものに☑のように印をつけてください。

(1) 氏名欄・・・婚姻前の氏名で書いてください。「よみかた」を上を書いてください。

(2) 住所欄・・・住民登録をしているところ。住所異動届(転入届、転居届等)と同時に届出する場合は新しい住所を書いてください。

(4) 婚姻後の本籍欄・・・地番(○番地、○番地○)のほか、住居表示実施区域では街区符号(○番)も使用できます。

届出人署名欄・・・届出人それぞれが自署してください。

証人欄・・・夫妻の婚姻の事実を知っている成人の人、2人が自署してください。親族の方(父母等)でもけっこうです。

4 未成年者の婚姻

婚姻する未成年者の父母の同意が必要です。「その他」欄に同意する旨を記載してください。なお、証人が父母の場合は、同意の意思を兼ねますので「その他」欄への記入は必要ありません。

その他欄記載例 「この婚姻に同意します。夫(妻)の父 氏名 夫(妻)の母 氏名」 (それぞれ自署してください)

5 ご注意

- この届は土・日曜日や休日でも出せますが、その場合は、なるべく事前に、区役所窓口で記載済の届書と添付書類の内容を確認してもらってください。なお、土・日・休日の受付はすべて区役所だけになります。(支所、出張所では土・日曜日や休日の届出はできません。)
- 婚姻届出しても住民登録(住民票)の住所は変わりません。住民登録の住所を変える場合は旧住所地の市区町村で「転出届」をして転出証明書の交付を受け、新住所地の市区町村で転入届をしてください。なお、神戸市内で転居する場合は、転居後に新住所地の区役所、支所等で転出届、転入届が一度にできます。
- 住所地の役所にこの届を提出する際は、マイナンバーカードもご持参ください。氏名等を変更します。開庁時間以外に提出される際は、後日、住所地の役所で変更してもらってください。

お問い合わせは、各区市民課、北須磨支所市民課へ

東灘区役所 ☎841-4131 灘 区役所 ☎843-7001 中央区役所 ☎232-4411 兵庫区役所 ☎511-2111
北 区役所 ☎593-1111 北神区役所 ☎981-5377 長田区役所 ☎579-2311 須磨区役所 ☎731-4341
北須磨支所 ☎793-1212 垂水区役所 ☎708-5151 西 区役所 ☎940-9501